

法

律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係(第一条・第二条)
- 第二章 総務省関係(第三条)
- 第三章 文部科学省関係(第四条―第八条)
- 第四章 厚生労働省関係(第九条・第十条)
- 第五章 経済産業省関係(第十一条)
- 第六章 国土交通省関係(第十二条・第十三条)

附則

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を、「それぞれ準用する。」に、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条

第一項を「同条第一項」に、「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」を、「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中「第二十六条第二項」を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

(地方独立行政法人法の一部改正)

第三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第二百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に、「第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係

(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。

第五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第三十条第一項中「教育委員会」の下に「特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第四十条第一項中「市町村の教育委員会」を「当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)」に改める。

第六章 図書館法の一部改正

第六条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会」を「教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)」に改める。

第十三条第一項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長」を加える。

第十五条中「教育委員会」の下に「特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長」を加える。